

# すこやかな子育てを目指して

## 鏡石町次世代育成支援対策行動計画 (後期行動計画)策定

### 策定にあたって

子どもは、親にとってももちろんのこと、社会にとってもかけがえない宝です。

少子高齢化の進行は、将来の社会保障費用に係る現役世



▲保育園分園お昼寝中の園児

代の負担の増加や労働力の低下など、社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

国は、少子化の流れを変え、次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村や都道府県に国の示した策定指針に基づく行動計画の策定を義務づけました。

町では、平成17年3月に鏡石町次世代育成支援対策行動計画(「鏡石町すこやか子育てプラン」平成17年度～平成21年度)を策定し、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援施策や子育て環境づくりのための施策を推進してきました。

庭の増加や核家族化が進むとともに、地域社会における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育て機能の低下や子どもの健全な成長への悪影響など様々な問題が生じている一方、少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いています。

このような状況をふまえ、これまでの行動計画を基軸に新たな課題に対応した見直しを行い、子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「鏡石町すこやか子育てプラン(後期行動計画)」(鏡石町次世代育成支援対策行動計画・平成22年度～平成26年度)を策定いたしました。

■施策の体系	
I 家庭における子育て支援	1.母子保健・医療体制の充実と健康づくり 2.食育の推進 3.子育て相談・情報提供体制の充実 4.地域における子育て支援の推進 5.子育て家庭の経済的支援
II 子育てと仕事の両立支援	1.多様な保育サービスの充実 2.放課後児童対策の充実 3.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
III 心豊かなたくましい子どもを育む教育の推進	1.多様な活動体験の推進 2.家庭・幼児・学校教育の充実 3.学校保健活動の充実 4.次世代の親の育成
IV 困窮を必要とする子どもや家庭の支援	1.障がいのある子どもや家庭に対する支援 2.ひとり親家庭に対する支援 3.児童虐待防止対策
V 子育てしやすい生活環境の整備	1.安心して過る環境の整備 2.子育てにやさしい環境づくり 3.子どもを犯罪者等の被害から守るための活動

### 定量的目標事業量について

次世代育成支援対策行動計画は、地域の子育て支援全般にわたる行動計画となりますが、このうち「保育等サービスの目標」については、国から目標事業量の策定が求められています。目標事業量の対象事業は、以下の12事業となっており、それぞれの事業についての計画方針について定めておられます。

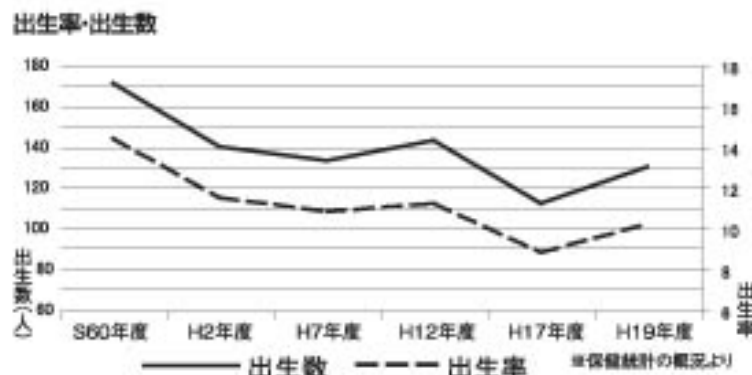
- ① 通常保育事業
- ② 特定保育事業
- ③ 延長保育事業
- ④ 夜間保育事業
- ⑤ トワイライトステイ事業
- ⑥ 休日保育事業
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ 放課後児童健全育成事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型・センター型・児童館型)
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ ショートステイ事業
- ⑫ ファミリー・サポート・センター事業

### 子どもの未来のために

子どもは未来に向けて無限の可能性を秘めています。いきいきと無邪気に遊ぶ姿やその笑顔は光輝き、周りにいる人々を幸せな気持ちにさせてくれ、保護者にとってはもちろんのこと、社会にとってもかけがえない存在です。

しかしながら、近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。急激な少子化や核家族化の進展などにより、地域において子ども同士が遊んだり交流したりする機会が少なくなり、保護者にとっては身近に子育てに関する相談できる人がいないため一人で悩んでしまうなど、多くの問題が明らかになってい

ます。子どもたちが健やかに育つためには、まず、保護者が楽しみながら子育てができる環境づくりが大切であり、そのためには地域に住む多くの人々が子育てを見守り、支えていくことが必要です。



### 子どもと家庭を取り巻く状況

本町の年少人口(0～14歳)は年々減少しています。出生数は平成19年が130人、出生率は10.2で福島県の8.3、全国の8.6を上回っています。一方世帯数は年々増加し、ここ10年で13%以上も伸びました。また核家族世帯の中の

夫婦のみ世帯の割合は、昭和60年の2倍程度に増加しており、小家族化・核家族化が進んでいます。このことは、保護者の共働きが増加と相まって、家庭内での子育てが困難になっている要因にもなり、これに伴い、保育所での保育や放課後の子どもの居場所を希望する方が年々増加する状況に変化してきています。

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	11,437	11,883	12,130	12,378	12,743	12,746
年少人口(0～14歳)	2,875	2,954	2,628	2,340	2,221	2,089
生産人口(15～64歳)	7,620	7,806	8,109	8,216	8,318	8,238
高齢人口(65歳以上)	942	1,124	1,393	1,822	2,204	2,419

\*国勢調査より

### 〈子育て等 相談窓口〉

内容	窓口	電話番号等
子どもの健康、育児、福祉、子育て支援情報、養育問題、虐待に関する事など	健康福祉課 (勤労青少年ホーム内)	☎62-2115 (原則として祝日・年末年始を除く月～金 8時30分～17時15分)
未熟児の養育、小児の慢性疾患、不妊に関する相談、思春期相談など	県中保健福祉事務所 (児童家庭支援チーム)	☎75-7809・7810 (原則として祝日・年末年始を除く月～金 8時30分～17時30分)
養育問題、非行、虐待、障がいなど18歳未満のお子さんの相談	県中児童相談所	☎024-935-0611 (原則として祝日・年末年始を除く月～金 8時30分～17時30分)
夜間子どもの具合が悪くなった時、対処方法の相談	福島県子ども救急電話相談	☎024-521-3790 (19時～翌朝8時)
養育上の悩みや非行など子どもと家庭に関する相談	子どもと家庭テレフォン相談	☎024-536-4152 (祝日・年末年始を除く 9時～20時)
DVなど女性が抱える問題の相談	女性のための相談支援センター	☎024-522-1010 (祝日・年末年始を除く 9時～21時)